（中小企業基本法の一部改正）

第九条　中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「下請代金」を「代金」に改める。

第二十九条第三項中「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

（貨物自動車運送事業法の一部改正）

第十条　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項ただし書中「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「第三条第一項」を「第四条第一項」に、「書面の交付（同条第二項の規定により書面を交付したものとみなされた場合を含む。）」を「明示（書面の交付による方法又は次項に規定する方法に相当する方法によるものに限る。）又は同条第二項の規定による書面の交付」に、「は、」を「は、当該明示をした事項又は」に改める。

（ものづくり基盤技術振興基本法の一部改正）

第十一条　ものづくり基盤技術振興基本法（平成十一年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「下請取引」を「取引」に改める。

（中小企業等経営強化法の一部改正）

第十二条　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号イ(4)中「親事業者」を「委託事業者」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に改める。

第五十六条第二項第二号ニ、第五十八条第二項第三号ハ及び第六十六条第一項中「親事業者」を「委託事業者」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第十三条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第二十号中「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に、「第二十五条」を「第二十六条」に改める。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣臨時代理
国務大臣　村上誠一郎
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月二十三日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第四十二号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等（第四条―第十条）
第三章　当事者協定（第十一条―第十六条）
第四章　外外通信目的送信措置（第十七条―第二十条）
第五章　当事者協定又は外外通信目的送信措置により取得した取得通信情報の取扱い（第二十一条―第三十一条）
第六章　特定外内通信目的送信措置及び特定内外通信目的送信措置（第三十二条・第三十三条）
第七章　特定外内通信目的送信措置又は特定内外通信目的送信措置により取得した取得通信情報の取扱い（第三十四条―第三十六条）
第八章　総合整理分析情報等の提供（第三十七条―第四十四条）
第九章　協議会（第四十五条）
第十章　サイバー通信情報監理委員会
第一節　設置等（第四十六条―第六十二条）
第二節　検査等（第六十三条―第七十条）
第十一章　雑則（第七十一条―第七十八条）
第十二章　罰則（第七十九条―第八十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用の進展、国際情勢の複雑化等に伴い、そのサイバーセキュリティが害された場合に国家及び国民の安全を害し、又は国民生活若しくは経済活動に多大な影響を及ぼすおそれのある国等の重要な電子計算機のサイバーセキュリティを確保する重要性が増大していることに鑑み、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針の策定、特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告の制度、重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為による被害の防止のための通信情報の取得、当該通信情報の取扱いに関するサイバー通信情報監理委員会による審査及び検査、当該通信情報等を分析した結果の提供等について定めることにより、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「サイバーセキュリティ」とは、サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。

2　この法律において「重要電子計算機」とは、次の各号のいずれかに該当する電子計算機（当該電子計算機に組み込まれたプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。第四十二条第一項及び第二項において同じ。）を含む。以下同じ。）をいう。

一　次に掲げる者が使用する電子計算機のうち、そのサイバーセキュリティが害された場合において、当該者における重要情報（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）第二十七条第一項に規定する装備品等秘密又は重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）第三条第一項に規定する重要経済安保情報である情報をいう。第三号において同じ。）の管理又は重要な情報システムの運用に関する事務の実施に重大な支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（次号に該当するものを除く。）

イ　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関